鹿児島県公報

令和3年1月19日(火)第175号の3



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

○指定管理者の指定(18件)

- (文化振興課取扱い) 1
- (青少年男女共同参画課取扱い) 2
 - (観光課取扱い) 2
 - (国際交流課取扱い) 3
 - (自然保護課取扱い) 3
 - (森林経営課取扱い) 3
 - (森づくり推進課取扱い) 3
 - (健康増進課取扱い) 4
 - (障害福祉課取扱い) 4
 - (農産園芸課取扱い) 5
 - (都市計画課取扱い) 5
 - (災害対策課取扱い) 6

教育委員会告示

○指定管理者の指定(2件)

- (保健体育課取扱い) 6
 - (文化財課取扱い) 6

告示

鹿児島県告示第62号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称 鹿児島県文化センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第63号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島国際音楽ホール

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第64号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県霧島アートの森
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 鹿児島市山下町5番3号
- 3 指定の期間令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第65号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県青少年会館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 鹿児島県青少年育成県民会議 鹿児島市鴨池新町1番8号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第66号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県高千穂河原ビジターセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 高千穂河原ビジターセンター運営協議会 霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第67号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県奄美パーク
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 奄美群島広域事務組合
 - 奄美市名瀬永田町18番6号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第68号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 鹿児島国際交流促進センター 福岡市博多区店屋町4番8号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第69号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県屋久島環境文化村センター 鹿児島県屋久島環境文化研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人屋久島環境文化財団

熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第70号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 森の研修館かごしま
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金 鹿児島市山下町 9 番15号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第71号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の

とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県県民の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益社団法人鹿児島県森林整備公社 鹿児島市山下町9番15号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第72号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県照葉樹の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 かのや緑化協同組合 鹿屋市笠之原町2957番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第73号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

県民健康プラザ健康増進センター

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人鹿児島県民総合保健センター 鹿児島市下伊敷三丁目1番7号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第74号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県視聴覚障害者情報センター

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会 鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第75号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県障害者自立交流センター

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会 鹿児島市小野一丁目1番1号
- 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第76号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

フラワーパークかごしま

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

鹿児島市名山町4番3号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第77号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

谷山緑地

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 鹿児島県造園事業協同組合・株式会社エフエム鹿児島共同事業体 鹿児島市吉野町6084番地1

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第78号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

石橋記念公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体 鹿児島市宇宿二丁目18番27号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県告示第79号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
 - 鹿児島県防災研修センター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 一般財団法人鹿児島県消防協会

姶良市平松6252番地

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第6条の規定により、次の とおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 公の施設の名称

鹿児島県ライフル射撃場

鹿児島県平川ヨットハウス

鴨池公園

鴨池緑地公園

鹿児島県総合体育センター体育館

鹿児島県総合体育センター武道館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

セイカ・ユナイテッドグループ

鹿児島市宇宿二丁目18番27号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

鹿児島県教育委員会告示第2号

鹿児島県公の施設に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第13号)第7条第1項の規定により、 次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月19日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 公の施設の名称

鹿児島県上野原縄文の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島市山下町5番3号

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで